

秩父市農業委員会 令和3年 第8回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和3年8月23日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和3年8月23日(月) 午後4時10分
- (3) 場所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 19名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員 6名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委員氏名	出欠状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	
12番	豊 田 恵 男	出席		第6 区域	新 舟 文 男	
13番	設 樂 治 男	出席			千 島 初 夫	
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長      印 会長職務代理者      印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用最適化推進委員

#### 4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について (4件)

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について (20件)

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第48号 農用地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	新井常男		主席主幹	小嶋祥弘	書記
参 与	宮前房男		主 事	岩田直樹	書記
主席主幹	五野上雅彦		主席主幹	新井幸男	
主 幹	千島修		主事補	見澤俊亮	

#### 7 会議の概要

日程第1 開会・開議

**議長(糸東男会長)** ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

**議長(糸東男会長)** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

**議長(糸東男会長)** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**新井事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中6名です。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防対策のため、各担当地区1名の出席となるようお願いしました。

議長（桑東男会長）事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。

#### 日程第 4 議事録署名委員の指名

議長（桑東男会長）次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（桑東男会長）異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。4 番 加藤 勝市 委員 及び 5 番 笠原 倍吉 委員以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

#### 日程第 5 諸報告

議長（桑東男会長）次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局長に説明をいたさせます。

新井事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。3 件報告いたします。「農地法第 5 条の規定による許可申請書の取下願いについて」1 件と「農地法第 4 条の規定による許可の取消について」1 件、「農地法施行規則第 17 条第 2 項による区域の設定の取消について」1 件、を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1 は、令和 3 年第 4 回定例総会において審議された、転用目的「住宅の分譲販売」のものですが、農地転用許可申請後、土地売買価格について合意に至らず、申請人より取り下げ願いが提出されたものです。なお、この案件は、申請書の県への進達後、申請人から取下げの意向の連絡があったため、許可保留となっていたものです。

2 は平成 30 年 4 月の許可案件の転用目的「太陽光発電設備設置」でしたが、農地転用許可後、予定していた施設の建設依頼先業者が事業撤退したため、予定していた事業計画での施設建設が不可能となったため取消となります。

3 は、令和 3 年第 5 回定例総会において審議された案件ですが、土地所有者の考えが変わり取り下げの申し出があったものです。以上です。

議長（桑東男会長）以上で、諸報告を終わりにいたします。

#### 日程第 6 審議議案の報告

議長（桑東男会長）次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

新井事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書 1 ページをお開きください。番号 2 の欄の中ほどの申請地地番の欄をご覧ください。一番下の 番 2 を 番 2 に訂正願います。

つづきまして、議案書 6 ページをお開きください。番号 20、番号 21 の欄を削除願います。

訂正は以上でございます。

それでは、令和 3 年 第 8 回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について が 2 件、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について が 4 件、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について が 20 件、議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について が 1 件、

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について が 1 件、議案第 48 号 農用地利用配分計画の意見について が 1 件、以上でございます。よろしく願います。

議長（桑東男会長）ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議案審議

議案第43号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

**議長(桑東男会長)** これより、議案の審議に入ります。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(宮前参与)** 私からは、番号1について、説明いたします。

本案件につきましては、令和3年第7回定例総会において別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、久那字 畑 1筆 158㎡で、久那小学校の北東m付近に位置しています。譲受人は、現在勤めをしておりますが、申請地の市道を挟んだ反対側に居住しており、自宅前の農地であることから将来を見据え農地を取得し、新規就農を予定しています。作付計画では、ブルーベリーの栽培を計画しております。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。以上です。

**事務局(見澤主事補)** 番号2について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川白久字 畑4筆 畑2筆 畑1筆の計1334㎡で、全て平成5年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は三峰口駅から南東へm付近に3筆とm付近に4筆、それぞれ位置しています。本申請地について、譲渡人が遠方に移住してしまい耕作することが困難になり、遠縁の親戚に当たる譲受人に引き継ぎたいという話があり、譲受人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。譲受人は荒川地内に6381㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると7715㎡になり、秩父市荒川区域における下限面積要件10アールを満たしております。また、保有する農機具等につきましては、耕うん機1台、軽トラック1台で、農作業の経験は27年以上に及びます。農地取得後は、梅やイチゴ、ニラ、ゆず等を栽培する予定です。耕作労働力は本人、父ということで、特に問題はないと思われまます。現地を確認すると保全管理されておりました。

**議長(桑東男会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**6番 彦久保 利平 委員** はい。6番の彦久保です。1番について申し上げます。先ほどの事務局の説明のとおりですけれども、家の近くの庭畑として利用されるということで、本人もちょっと顔を出してもらったんですけど、非常に良いことだと考えますので、皆様がたのご審議をお願いします。

**1区 松澤 眞一 推進委員** 1区の松澤です。先ほど説明あった通り、現地を確認しましたところ道路わきで農地として利用するには、全く問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

**5番 笠原 倍吉 委員** 5番笠原です。詳細につきましては事務局より報告したとおりでございます。先日、事務局また推進委員の木村さんと現地を確認しました。この申請地は、非常に地図を見ますと、筆数が多く、大小で分散してありますが保全管理されておりました。また譲渡人と譲受人は親戚関係ということで、所有者が一定になるということです。譲受人は、本申請地と、本当に近く4・5百メートルの範囲に住んでおり、また農地規模拡大ということから、やむを得ないというふうに判断いたしました。以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**6区 木村 雄一 推進委員** 先ほどより事務局また笠原さんより説明がありましたとおり、譲受人も家が近いということで、耕作するにはいいところかなと思っていますご審議のほどよろしくをお願いします。

**議長(桑東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑、ご意見ありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第43号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請の通り許可することに決しました。

議案第44号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（岩田主事） 私からは番号1、2について説明します。

はじめに番号1についてですが、申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 日野田町 丁目 畑 1筆 188㎡で、昭和33年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は南小学校からの南南西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は貸住宅用地です。申請事由ですが、申請者は昭和35年頃より、申請地に住宅を建て、貸住宅として使用していましたが、このたび、当地が転用の手続きのなされていない農地であることが判明しました。農地に復旧することも難しく、現状のまま、宅地として使用していきたいとして始末書添付のうえ申請されました。隣接に農地はありません。また、現在建てられている住宅は、申請者と申請者の妻との共有名義になっています。現地を確認したところ、申請通り、住宅として使用されておりました。

続きまして番号2についてですが、申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 太田 字 畑 1筆 472㎡で、平成30年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は大田小学校からの北北西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅用地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は現在、申請地に隣接する宅地に居住しておりますが、敷地内の増改築工事をおこなうために調査をしたところ、昭和25年頃より宅地への進入路、駐車場、農機具小屋等として使用していた部分が農地であることが発覚しました。農地に復旧することも難しいことから、引き続き現況の目的通りに使用していきたいとして、始末書添付のうえ、申請されました。なお農地転用許可後は、隣接の宅地596.20㎡と一体で利用する予定となっています。また、隣接の農地所有者から、転用することに差し支えない旨の同意書が添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、申請とおり、宅地の一部として使用されておりました。説明は以上です。

事務局（小嶋主席主幹） 私からは、番号3について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、栃谷 字 畑 1筆 709㎡で、秩父市立高篠小学校から東北東に約 m付近にあり、平成23年7月に相続により取得した土地です。また、申請地は隣接の宅地291.3㎡と一体利用となっております。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、農家住宅です。申請事由ですが、申請者の父が昭和50年に、農地転用の許可を受けないまま住宅を建築し、その後車庫及び物置を設置し使用していたことが判明しました。申請者は現在、茨城県に居住しておりますが、本申請地は申請者の実家で、母親の居住地として使用しており、今後も必要で、農地に戻すことは難しいため、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。なお、申請者は休暇時には隣接した畑を耕作し、不在時には母親が耕作を行っており、定年後は申請地にもどり耕作を続けながら、居住をする予定とのこと。なお、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、住宅1棟、車庫1棟、物置1基が設置されておりました。

した。説明は以上です。

**事務局（見澤主事補）** 私からは、番号4 について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川白久 字 畑1筆、128㎡で、平成5年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は三峰口駅から南東250m付近にあります。立地の基準につきましては、三峰口駅から m以内にある農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、賃貸住宅です。申請事由ですが、申請者は今回の農地転用で3条の申請を出しています。その申請のために土地の情報を整理していた際、本申請地が畑であったことを知りました。現在賃貸契約もあり農地に戻すのは難しいので、是正するために始末書添付のうえ申請されました。隣接地農地はありません。現況確認したところ、住宅として使用していました。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤 勝市 委員** はい4番加藤です。番号1ですが、ただ今事務局から説明がございましたが追認関係ということで、近隣の状況、申請事由等を総合的に勘案して、やむを得ないというふうに判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

**8番 黒沢 昌治 委員** 黒沢です。番号2についてです。親の代より農地そのまま来たわけですが、案内図を見てください、道路から手前が入口も今までなかったわけですが、手前の広い部分それが472㎡これを相続して、住宅のリホームで確認したところ、こういう農地であったことですので、よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**10番 新田 恭一 委員** 10番新田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。農家住宅として利用しておりましたが、物置と車庫と農地のままだったということで、追認でございますので、農地に戻すことには難しいかなと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

**5番 笠原 倍吉 委員** 5番笠原です。4番について説明させていただきます。詳細につきましては、事務局より報告したとおりでございます。本申請地は農地であり、昭和40年頃から住宅地として使用しており、今回是正するに当たりまして、始末書を添付の上、申請されており、やむを得ないことと考えます。以上、よろしくご審議のほどお願ひします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑 又は 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第44号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第45号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（20件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** 私からは番号1から7について説明します。

はじめに番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 上町 丁目 畑 2筆 計314㎡で、平成31年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は秩父第二中学校からの北西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は貸駐車場です。申請事由ですが、譲受人は市内で不動産業を営む法人です。このたび、市内中心部にあり、付近に戸建て住宅や集合住宅の多い当申請地について、駐車場としての需要が見込まれるとして、転用申請されました。計画では、整地ののち、6台程度の月極駐車場とする予定です。資金調達計画も整っており、隣接に農地はありません。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 上町 丁目 畑 1筆 214㎡で、平成31年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は秩父第二中学校からの北西に約 m離れた場所、番号1の隣接地にあたり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は分譲住宅です。申請事由ですが、譲受人は市内で不動産業を営む法人です。このたび、市内中心部にある当申請地について、住宅地に適しているとして、ここを譲り受け、分譲住宅として使用したいとして転用申請されました。計画では、分譲住宅1区画分を造成し、販売する予定です。資金調達計画も整っております。また隣接にある農地は塀に囲まれ、宅地と一体の敷地内にあることから、転用による被害はないものと判断しました。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号3・4・5について、関連性がありますので一括して説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地はそれぞれ、品沢 字 畑 1筆 876㎡、畑 1筆 617㎡のうち107㎡、畑 1筆 1195㎡で、いずれも昭和39年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は吉田久長秩父線蒔田から品沢へと抜ける峠の出口から mほど進んだ左手側にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。そのうち番号5の1筆については、秩父市の定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でしたが、令和3年8月2日付けで除外の決定がなされています。転用目的は番号3、5が太陽光発電施設での永久転用、番号4がそれらに伴う工事用進入路及び資機材仮置き場としての一時転用です。一時転用期間は、工事期間となる4か月間です。申請事由ですが、譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、このたび、高齢となり農業を継続することが困難となってきている譲渡人の農地を譲り受け、ここに太陽光発電施設を設置し、土地の有効利用を図りたいとするものです。計画では、番号3の土地には太陽光パネル224枚、番号5には288枚を設置する予定です。一時転用部分については、工事完了後は農地に復旧します。資金調達計画は整っており、経済産業省から発電設備についての認定を、東京電力パワーグリッド株式会社からは、電力需給契約についての申し込みをそれぞれ得ております。また、隣接農地所有者からは農地転用について差し支えない旨の同意書が添付されております。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号6・7について、こちら関連性がありますので一括して説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地はそれぞれ、小柱 字 畑 1筆 183㎡のうち50㎡、畑 1筆 406㎡で、それぞれ平成14年、平成26年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は小柱農村集落センターから北に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は番号7が自己用住宅での永久転用、番号6がそれに伴う排水管理設としての一時転用です。一時転用期間は、工事期間となる8か月間です。申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいであり、手狭となってきたため、自己用住宅を建築したいと土地を探していたところ、譲渡人との間に話がまとまり、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。それに伴い、住宅予定地に接している道路に側溝がなく、排水ができないため、番号6の土地の一部には排水管を埋設し、秩父市水路への放流をする計画になっています。埋設の深さは地盤面より60cmで、工事完了後は引き続き農地として使用します。資金調達計画は整っています。また、隣接農地所有者からは農地転用について差し支えない旨の同意書が添付されております。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

説明は以上です。

**事務局(宮前参与)** 私からは、番号8について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、久那 字 畑 2筆 1,407㎡で、県道秩父荒川線 秩父ミュージックパーク入口交差点の西 m付近に位置し、令和元年 相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在す

る 農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地 と判断いたしました。なお、申請土地につきましては、秩父市が定める 農業振興地域 整備計画において、農用地区域とされた 区域内の農地でしたが、令和3年8月2日付けで、除外の決定を受けております。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、申請地は 譲渡人の夫が耕作を続けていたが、2年前に他界し、現在は一部遊休地となっております。また、譲渡人は会社勤めをしていることから 今後も継続した耕作が難しい状況にあるため、太陽光発電施設を設置し 土地の有効活用を図りたいとして 申請されたものです。事業計画では、太陽光パネル288枚と その他必要な機器等を 設置することになっております。資金計画も整っており、経済産業省から発電設備についての認定、東京電力株式会社からは 電力 需給契約申し込みについての承諾を得ておりますので 問題は無いと思われれます。また、隣接農地の耕作者2名からの承諾を得ており、周辺農地への影響は無いと考えられます。

**事務局（小嶋主席主幹）** 私からは番号9及び番号10について説明いたします。番号9について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、山田 字 田 1筆 932㎡で、秩父市高篠出張所から南に約 m付近にあり、平成14年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、駐車場拡張です。申請者は埼玉県 市に本店を置き、申請地の隣接に支店がある、自動車運送事業を目的とする法人です。現在、秩父支店では運送車両24台を所有し、18名の従業員が勤務しております。事務所・倉庫前のスペースで荷卸し、フォークリフト等を使用した積み込み作業を行っておりますが、スペースが狭くフォークリフトが行き交うには安全確保が難しい状況で、また、従業員の通勤車両の駐車スペースも必要となるため、運送車両への積み下ろし作業スペースの確保が困難になることから、敷地の拡張を計画していたところ、譲渡人と本申請地を譲っていただけの話がまとまったため、申請地に荷卸し、積み込みスペースの拡張を行い作業の安全性向上を図るとともに、従業員駐車場を集約し作業効率の向上を図りたいとして申請されました。事業計画は、業務用駐車場を現況の従業員駐車場に、従業員駐車場を申請地に移設し、荷卸し・積み込みスペースを現況の業務用駐車場と申請地に拡張する計画となっております。資金調達計画は整っています。また、本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。

現地を確認したところ、申請地は不耕作となっております。

次に番号10について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、栃谷 字 畑 1筆 416㎡で、秩父市立高篠小学校から東北東に約メートル付近にあり、平成23年7月に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。なお、本申請地は、本総会の議案44号番号3で、4条許可相当と承認された議案の隣接地の転用申請となります。転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲渡人は父が所有の住宅に祖母と妻・子と同居していますが、子どもも成長して家の狭さを実感し、また、いつまでも同居生活では不都合もあることから、隣接地である申請地に譲渡人である父の土地を借りて自己用住宅を新築したいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。現地を確認したところ、申請地は保全管理状態でした。

**事務局（新井事務局長）** 私からは番号11から番号13について説明します。議案書の5ページ、番号11の欄をご覧ください。番号11について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字 畑 他1筆 671.46平方メートルで、昭和57年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、武の鼻橋から北東へメートル付近にあります。立地の基準につきましては、農振農用地区域からの農用地除外決定を受けた農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は現在、家族5人で寄居町の賃貸住宅にて生活しておりますが、子どもの成長につれ家の狭さに不都合を感じており、このたび、父親である譲渡人所

有の農地を借り受け、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、申請書には、農振農用地区域からの農用地除外決定通知、及び隣接農地の所有者の承諾書も添付されております。現地を確認しましたところ、保全管理されておりました。

つづきまして、番号12及び番号13について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。番号12の申請地は、田村字 畑 1筆 300㎡で、平成27年に売買により取得したものです。番号13の申請地は、田村字 畑 1筆 808㎡は、昭和47年に相続により取得したもので、畑 3筆 計189㎡は平成21年に売買で取得したものです。案内図をご覧ください。申請地は、田村圓福寺 南西 メートル付近の国道299号線沿線に位置しております。立地の基準につきましては、農振農用地区域からの農用地除外決定を受けた農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、駐車場・オープンカフェ等の施設を建設し、令和3年第5回定例総会で審議され、取得した隣接農地と一体利用して、観光客への農産物直売や収穫体験、農作業体験を提供する事業を行う予定です。譲受人2名は親子で、共同で事業を行うものです。現地を確認しましたところ保全管理をされた農地となっております。説明は以上です。

**事務局（新井主席主幹）**番号14～18について一括して説明をいたします。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。いずれの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。また、いずれの申請地も、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和3年8月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。一方、借受人は平成7年に成立した法人で、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電用機器及びその部品の製造、開発等を行い、発電所の建設、販売ならびに発電事業及びその管理運営を目的の一つとしております。申請事由は、いずれも申請地を借り受け、太陽光発電施設用地として転用するものです。

番号14、15については、申請地は長年にわたり不耕作地であり、貸渡人が維持管理だけを行っていました。市外に居住していることから今後も耕作する予定はなく、申請地を有効活用すべく、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請したものです。番号14の申請地は、下吉田 字 畑1筆 1484㎡、番号15の申請地は、下吉田 字 畑2筆 1475㎡、いずれも平成23年に相続により取得した土地です。番号14は太陽光パネル288枚、番号15は324枚を設置する計画です。現地は保全管理されておりました。

番号16は、貸渡人は勤めており、自宅近くの畑以外は維持管理だけを行っている状態です。申請地を有効活用すべく、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請されました。申請地は下吉田 字 畑5筆、田1筆 1442㎡ 昭和62年に贈与で取得した土地です。太陽光パネル288枚を設置する計画です。現地は保全管理されており、一部はまだ桑の木が残っていました。

番号17は、貸渡人は高齢となり、自宅近くの畑以外は勤めている子供が維持管理だけを行っている状態であり、申請地を有効活用すべく、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請されました。申請地は下吉田 字 畑1筆 695㎡ 昭和44年に相続で取得した土地です。太陽光パネル252枚を設置する計画です。現地は保全管理されておりました。

番号18は、貸渡し人は高齢となり、体力的にも、また獣害などによる耕作意欲の低下などから、申請地を有効活用すべく、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請されました。申請地は吉田久長 字 畑1筆 733㎡ 平成26年相続により取得した土地です。太陽光パネル224枚を設置する計画で、現地は保全管理されておりました。

番号14～18のそれぞれ太陽光パネルの他、必要な機器等を設置する計画になります。いずれも資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。また、それぞれ申請地の隣接農地所有者の承諾書が添付されています。また、隣接の住宅からも承諾書を得ております。そのことから、転用により周囲の営農状況等に支障が生じることはないものと考えます。説明は以上です。

**事務局（五野上主席主幹）** 番号22について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川贅川 字 畑1筆 1682㎡で、平成21年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、荒川西小学校から東へ m 付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、東京都新宿区に所在する株式会社です。主な事業内容はエネルギー事業、建築事業、不動産事業などです。申請事由ですが、今後この土地で耕作する予定がなく、面積や日当たりなどの要件から太陽光に適した土地であるため、申請されました。資金計画は整っており、事業計画では、申請地内全体に246枚の太陽光パネルの設置を予定しております。また、防草のための舗装などはせず定期的に草刈りを行う予定です。また、隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており周辺の営農に対する配慮はなされているものと思われます。現況を確認しましたところ、保全管理された畑でした。

**議長（桑東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤 勝市 委員** はい。4番加藤です。45号の番号1・2ですが、先ほど事務局から説明がありました。一部重なる所があると思いますが、現状は草刈りがしてある保全管理状況です。なお、申請事由それから近隣の状況、3種農地、総合的に勘案して、やむを得ないだろうというふうな判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

**8番 黒沢 昌治 委員** 8番、黒沢です。番号3・4・5です。太陽光発電施設です。先日担当職員と二人で現地の確認してまいしたところ保全管理されておりました。耕作者は高齢で耕作ができないので、太陽光224枚876㎡、4番、太陽光発電施設の進入路、資材置き場617のうち117㎡、次は5番、太陽光発電施設1,195㎡286枚、隣接農地の許諾の確認もとれております。ご審議のほどよろしくお願いたします。続きまして6番と7番、6番は排水のための場所です。7番は住宅1棟406㎡、隣接農地の承諾もついていますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

**7番 横田 友 委員** 7番横田です。番号8になります。またまた太陽光でございます。この場所は、一生懸命ご主人様が使ったハウス等がたったままで、それを撤去して太陽光ということなんですが一生懸命されていた残骸がございました。残念なことですが、ちょっと山に入ったところで、主要道路より外れてるから、山も迫っていることから作物を作っても獣害を受けるようなそんな環境の中にありました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**10番 新田 恭一 委員** 10番新田です。9番と10番です。まず9番でございますが、先ほど事務局説明のとおりでございます。駐車場の拡張用地ということでございます。現地に行ってみますと、田んぼではございますが、立木がすでにかなり茂っておりますですね。とても農地として見られる状態ではございません。これは復元することは難しいかなあと思いますので、よろしくお願したいと思っております。10番につきましては、4条のほうで出てまいりました。宅地申請ですね、その横、持ち主が、父親ということで、現在家族3人でですね。横にある実家に住んでおられて。子供が成長したということで、実家があまり大きくないということでございまして、狭くなりましたので、自己用住宅を建設したいということで、実家の横へ、申請地ということで提出されておりました。現在、不耕作地でございますが保全管理という状態でもございますので、よろしくご審議のほど申し上げます。

**11番 長島 秀明 委員** 11番の長島でございます。番号11について意見を申し上げます、概要につきましては、先ほど事務局の方で説明したとおりであります。申請地はですね、現在保全管理の状態、除草剤等散布され、たいへん綺麗であったんですけども、近年此处で耕作されているような形跡はありませんでした。このままですね、放置し続けると、やがて荒廃農地になってしまうのかなあという懸念もあります。こうした中で今回ですね、譲り渡し人の分家住宅の申請ということでありますので、申請の内容についてはですね、妥当と判断をいたしました。ご審議をお願いたします。

**13番 設楽 治男 委員** 13番設楽です。番号12について説明します。申請地の隣接農地は、5月の農業委員会で農地法3条の権利移転が行われ、譲受人、譲渡人も同一人でした。譲受人が観

光客を目的に、オープンカフェと農産物直売所を開くもので新規就農事業者として、行政の方から補助金を受けるということです。大変良い事業でございます。審議のほどよろしく願います。13番は先ほど説明した12番と同一事業で、相違するところは譲渡人が事業を行う娘に土地の使用貸借権を、譲り渡すというものです。特に問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。

**2番 上井 克彦 委員** 2番上井でございます。14番、15番、16番、17番、18番、太陽光でございます。内容といたしましては事務局で説明したとおりですけれども、いずれもですね、農振除外の用地でございますので、問題ないという言い方が当たっているかどうかと思うんですが、と思います。資金調達計画ですが、だいたい1000倍の預金があります。それからあと、事務局にいただいたんですけども、この廃棄費用の源泉徴収というのが決定しておりまして、2022年の義務化ということで、また資料を詳しく見てないんですけども、廃棄に際しては、こういう積み立て方式がとられるということで、準備が進んでいるようですし、先ほど申し上げましたとおり預金もいっぱいあるということで問題ないと思います。現地はよく保全管理されてきました。以上でございます。

**6番 彦久保 利平 委員** はい。6番彦久保です。19番について申し上げます。これはですね前回、この地域を農地転用しまして、その時に残ったというか、その中でまだ畑のままあったところを今回追加で申請ということです。下は、川の崖、下が赤平川になっておりまして、ここは崖上の土地です、転用目的について、説明されたとおり、可能なんじゃないかと思しますので、皆様方のご審議をよろしく願います。

**5番 笠原 倍吉 委員** 5番笠原です。21番について説明いたします。贅川の土地なんですけど、贅川の上平という土地はですね、非常に地質が悪いというか、山からの、裏側が山ですので、非常に水はけが悪い土地でありまして、長年わたりまして、農産物を作ることが非常に困難な土地でありまして、私も実は法人で蕎麦を試みたことがあるんですけど、残念ながら、結果的に駄目だった土地であります。したがって、今回太陽光設置にあたりまして、隣接の所有者の承諾を得ていることで、やむを得ないと考えました。よろしく願います。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆東男会長）** はい、上井さん

**2番 上井 克彦 委員** 11番、についてですが、671㎡というのは、何か除外案件で聞きましたけども、面積的に何かあるんじゃないでしょうか。

**事務局（新井事務局長）** 本件は除外案件ということで、ご指摘のとおり、通常は500㎡という分家住宅の面積要件があります。申請地は公道との高低差が約1m低くなっています。そのため、この部分がスロープと車の回転場所になっています。これに要する面積を勘案して通常より広い面積の除外が認められたものです。以上です

**2番 上井 克彦 委員** はいわかりました。

**7番 横田 友 委員** 今回、太陽光が大変多い案件でございました。ただ許可申請書というものがありますよね。これは太陽光を設置する業者が転用目的を書いてくるっていうのはどうなんだろうと思っていたんですけど、これは事務局がお受けになる時にどういうふうな対応をされているのかなあ、地主さんがどういう思いを、どういう考えをっていうことを確認が取れないっていうところあるんじゃないかなあと思って、それからあと、面積によって枚数がずいぶんバラけているんですが、これは土地の形にもよるんだと。いうことも考えられるんですけども、この京セラさんは下請けでどっかお願いするんでしょうか。それともこの業者さんが設置する期間、秩父に滞在して作るんでしょうか、結局窓口がわからない。さんていう大きな会社ですから心配がないだろうと、20年先のことを考えますと、心配とは思いますが、例えば一番最後の案件、業者の事業撤退のため取り下げて、別の業者で再申請っていうのは、そういう中で、新しい業者さんちょっと心配だなと、これは、地主さんの立場で考えると、不安ないでしょうか。私はそう思うんですが、いかがでしょう。

**事務局（新井事務局長）** 先ほどの さんの関係ですけど、そちらを下請けの会社が荒川にあり

ます「  
」さん、そちらがメインでずっと手続きをして、そちら地元に密着している会社ですので、地主さんも安心してっていうか、信用しているものだと思います。

**事務局（見澤主事補）** 今回新しく出てきた会社ということで、定款やネットで調べたところ、この会社は太陽光のほかはかなり手広くやっております、会社ができたのも平成8年で、太陽光の業界でも受注件数がここ数年全国で常に1番という会社で、申請者さんも会社を選んで申請しており、心配はないと思います。

**議長（糸東男会長）** ほかに質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第45号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第46号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第46号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、12番 豊田恵男委員におかれましては、議場から退出願います。（12番 豊田恵男委員が議場から退室する）

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（新井事務局長）** 議案書の7ページを議案第46号番号1の欄をご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、蒔田字 畑 385平方メートルで、平成20年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、国道299号蒔田交差点から北東へ メートル付近の国道299号沿いにあります。立地の基準につきましては、農振農用地区域からの農用地除外決定を受けた農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、駐車場用地です。本件は追認案件となります。申請地は、譲渡人の父の時代に国道299号の拡幅工事のあり、国道との約80センチの高低差を残土で埋めて解消して国道拡幅工事の資材置き場として協力したところ、返却時に農地として使用するには適さない土地となってしまいました。譲受人は申請地近くで一般貸切旅客運送事業を営んでおり、国道の拡幅工事に伴い駐車スペースが減少し、また、それまで借りていた駐車場用地の返却を迫られたことから、耕作に適さなくなった申請地の借用することになり今日に至ったものです。申請書には、始末書及び農振農用地区域からの農用地除外決定通知、尾田蒔土地改良区の転用に同意する意見書も添付されております。現地を調査したところ、駐車場として利用されておりました。説明は、以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**13番 設楽 治男 委員** 13番設楽です。番号1について説明します。事務局のほうでほとんど説明したので、ちょっと補足させてもらいます。この土地は平成3年の土地改良で換地で取得した土地で、299号線に接して100坪ちょっとの土地なんですけど、周辺で国道とか市道、河川工事もこの近くで少し長くやったのも覚えています。残土置き場として利用されたようです。地形とかもう玉石とかいっぱいある土地で農地にはできない土地で、耕作は無理だと思います。始末書も提出されていることからやむ負えないことと思います。審議のほどよろしく願います。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 何か質疑又は意見はございますか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第46号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。それでは、12番 豊田恵男委員は議場に入るようお願いいたします。  
（12番 豊田恵男委員が議場に入室する）

議案第47号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第47号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。議案第47号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、8番 黒沢昌治委員及び13番設樂治男委員におかれましては、議場から退出願います。（8番 黒沢昌治委員及び13番設樂治男委員が議場から退室する）  
事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** それでは、番号1について説明をいたします。本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和3年8月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、太田・伊古田・堀切地内にある 田 289筆 ため池 1筆 計290筆、498,166㎡です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、大田小中学校の北側を中心とした一帯の農地です。利用権を設定する期間は、令和3年11月1日から12年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**12番 豊田 恵男 委員** 12番豊田です。埼玉県農林公社の中間管理事業で、特に問題はないと思います。推進委員さんの意見を尊重したいと思います。よろしく願います

**4区 齊藤 稔 推進委員** 特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。それでは、13番設樂治男委員は議場に入るようにしてください。  
（13番設樂治男委員が議場に入室する）

議案第48号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

**議長(衆東男会長)** 次に、議案第48号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。議案第48号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、8番 黒沢昌治委員におかれましては、引き続き議場から退出となります。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(岩田主事)** 番号1について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年8月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第47号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。借受人となるのは、地域の中心的経営体に位置づけられている農事組合法人で、ここを借り受け、水稻、麦、大豆を栽培する計画になっています。賃借期間については、令和3年1月1日より12年間で、賃料は10aあたり4000円です。なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受けるとの調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

**議長(衆東男会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**12番 豊田 恵男 委員** 12番豊田です。事務局の説明のとおり、貸付人、借受人、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

**4区 齊藤 稔 推進委員** 特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長(衆東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長(衆東男会長)** 質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

**議長(衆東男会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆東男会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。それでは、8番 黒沢昌治委員は議場に入るようにしてください。

(8番 黒沢昌治委員が議場に入室する)

日程第8 閉議・閉会

**議長(衆東男会長)** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和3年第8回定例総会を閉会いたします。